

## 隆海一門（家隆流）と高野山大伝法院

苔米地 誠 一

### 一、はじめに

興教大師正覚房覺鑿（一〇九五～一一四三）によつて創建された高野山大伝法院は鳥羽上皇（一一〇三～一一五六）やその女御である美福門院得子（一一一七～一一六〇）の帰依を受け、高野山上の仁和寺別所の中心として、その座主は高野山上における御室の代理者の地位を占めた。また覺鑿を祖とする大伝法院流は、広沢六流の随一として、成就院大僧正善巧房寛助（二〇五七～一一二五）からの血脈を相承し、大伝法院第四代学頭・密厳院第二代院主浄法房兼海（一一〇七～一一五五）を正嫡とし、大伝法院第四代座主・大伝法院流第三代・釈迦院法印隆海（一一二〇～一一七七）を兼海の正嫡とする。異相承として第二代密厳院主・第六代大伝法院学頭大乘房証印（一一〇五～一一八七）に繋がる証印方があるが、多くの血脈類において兼海方をもつて正嫡の相承とする。<sup>(1)</sup>そして初期の大伝法院座主・大伝法院流正嫡の中には数名の隆海に繋がる一族を見ることができ、今は彼等を中心にな少しく述べてみたい。

## 二、初期の大伝法院流血脈と家隆流一族

大伝法院座主職は、初代覚鑿、第二代持明房真誉（一〇六九～一一三七）、第三代総持房行恵（一〇六六～一一五三）、第四代隆海の後、第五代浄嚴房実禪、第六代義明房禪信を挟んで第七代少納言僧都覚尋（一一三一～一一七二）？、第八代定尋律師、第九代行位律師、第十代大納言法印道嚴、第十一・十三代亮法印覚瑜少僧都（一一八六～一二二九）、間を置き第十九代少将法印金胎房教禪（覚禪、一一九二～一二八〇）、第二十代禪助法務大僧正（一二四七～一三三〇）と続く。<sup>(2)</sup> この中で第七代覚尋、第十一・十三代覚瑜と第十九代教禪が隆海の一族となる。

また隆海以降の大伝法院流の正嫡歴代について『血脉鈔・沢』<sup>(3)</sup>には、第十八代覚鑿・第十九代兼海（八祖相承としての初祖大日如来からの代数）の後に次のようにある。

第二十代法印隆海。大宮太夫家隆の息。大夫法印と号す。又釈迦院と号す。伝法院座主に任ず。久安二年四月朔日、円明寺に於て兼海上人に灌頂を受く。年二十七。上人相承の法流悉く瀉瓶の仁なり。此の外、付法の仁無き歟。隆海付法九人。

第二十一代權少僧都覚尋。大宮権亮成隆の猶子。池上僧都と号す。初めは宝心阿闍梨の付法。承安三年八月十一日隆海法印に灌頂を受く。年四十三。伝法院座主に任ず。付法七人。

第二十二代阿闍梨尋海（本名賢誉）。肥後阿闍梨と号す。伝法院座主に任ず。初めは隆海法印に随つて灌頂を受く。建久四年八月七日、寂法院に於て灌頂を覚尋僧都に受く。年二十六。付法二人。

第二十三代法印覚禪。成海法眼の真弟子。少将法印と号す。又金胎房と名く。月日、尋海闍梨に付いて受法灌頂す。舍弟覚瑜法印。真光院と号す。初めは覚尋の付法。後に尋海に就いて受法灌頂す。

第二十四代法印経瑜。二位法印。真光院法印と号す。又南勝院と号す。月日、覚禪法印に随つて受法灌頂す。

並びに定瑜法印相承の法流、悉く之れを伝持す。覚鑿上人の本尊道具並びに聖教等、大略此の門跡に在りと云云。付法二人。<sup>3</sup>

第二十五代前大借正禪助 初めは経瑜法印入室の弟子。仍つて門跡並びに当流、悉く次第相承す。後に准后之御付法に加わり、一品大皇の御法流に預る。剩さえ後宇多院国師に備え、法流の再興、右此の時歟。即ち伝法院座主に任じ、法流を付す。門跡相承の故也。次に経瑜法印、南勝院を以つては守禪法印に付すと云々。

他の血脈について詳しくは省略するが、隆海一族の系譜のみを抽出すると、先づ『野沢血脈集』の大伝法院流記事に「幸心血脈云」として、<sup>5</sup>

覚鑿—兼海—隆海—覚海—覚禪—経瑜—禪助—成助……

とし、また「隆増記云」として、

覚鑿—兼海—隆海—覚尋—尋海—覚禪—経瑜—禪助……

経尋—覚禪—経瑜—頼瑜—頼淳……

とする。また「伝法院血脈云」として、

覚鑿—兼海—隆海—覚尋—賢誉（尋海）—覚瑜—覚禪—経瑜—禪助……

とする。また政祝（一三六六—一四三九）記『諸流灌頂秘蔵鈔』の広沢庶流血脈には、

覚鑿—兼海—隆海—覚尋—定尋……

とあり「成就院流覚鑿上人兼海院主方」<sup>7</sup>「成就院流覚鑿上人下兼海院主方」では<sup>8</sup>

寛助—覚鑿—兼海院主（浄法房）—隆海法印（釈迦院）—覚尋僧都（仁和寺／池上）—経尋阿闍梨—覚禪阿闍梨（禅

定院／金胎房）—経瑜法印（仁和寺／真光院）—頼瑜法印

とあり、また「成就院流覚鑿上人下証印阿闍梨方」では、<sup>9</sup>

寛助—覚鑿—証印—玄証—房海—定意—実詮—覚禪—経瑜—頼瑜……

とある。以上は大伝法院流の系譜であるが、一方で『醍醐寺文書』二七九「本朝伝法灌頂師資相承血脉」は醍醐寺所蔵であるが広沢方の血脉で、中に覚鑿からは、

覚鑿—兼海—隆海—覚尋

と見られるが、また持明院真誉（一〇六九—一三三七）からは、

真誉—証印—玄証—房海—覚禪……

と、

真誉—兼海—隆海—覚尋—隆経……

という系譜を上げる<sup>⑩</sup>、この血脉は兼海付法にしても、証印付法にしても、覚鑿からの法脈ではなく、真誉からの法脈（持明院流）を主要なものとして位置づけるものと見られる。大伝法院流についても

覚鑿—兼海—隆海—覚尋

の系譜はあるが、そこで止まっており、覚尋以降については

真誉—隆海—覚尋—定尋・尋海

というように覚鑿ではなく真誉に繋がっている。また覚禪については、兼海—隆海にすら繋がらず、

真誉—証印—玄証—房海—覚禪

の系譜とされている。

ここで覚禪—経瑜—禅助と続いて大伝法院流の正嫡を相伝した仁和寺真光院は、第十一・十三代大伝法院座主となった覚瑜本願の院家であり、これを舎弟である教禪（覚禪）が相伝している<sup>⑪</sup>。覚瑜・教禪（覚禪）共に仁和寺執事別当亮法眼成海（一〇八六—一一二九）の真弟子（実子）であり、兄弟（肉親）同士での相伝であつて、

後二条関白藤原師通（一〇九四—一〇九九）—殿少納言家隆（一一二五）—皇后宮亮成隆（一一五六）—成海—



## 三、釈迦院法印隆海

兼海の瀉瓶である権大僧都隆海は、初めの名前を信鑿と言ひ、神覚と改名し、後に隆海に変えたとされる。本願座主上人(覚鑿)の入室、密厳院主禪室(兼海)灌頂の資とされる<sup>13)</sup>。先の『血脈鈔・沢』にもあつたが、『血脈類集記』にも「中宮権大夫家隆の息。兼海法印灌頂の資。大夫僧都と号す。治承元年(一一七七)年四月十八日卒す(五十八)」<sup>14)</sup>とあり、大宮権大夫少納言家隆の息とされ、『仁和寺諸院家記(恵山本)』釈迦院の項の書き入れには、覚鑿―兼海―隆海と続く血脈の隆海の割注に「少納言家隆子、従四位上大宮権大夫／大夫法印、釈迦院・伝法院座主」とあり、また先に上げた系譜の如く『尊卑分脈』には藤原師通(一〇六二―一〇九九)の孫、忠実(一〇七八―一一六二)・家政(一一〇八―一一一五)の舎弟である家隆(一一二五)の子、成海・覚尋の叔父としてその名が見える。これからすると隆海は藤原忠実(一〇七八―一一六二)の甥であり、藤原忠通(一〇九七―一一六四)の従兄弟に当たる。嫡流からは外れるとはいへ、藤氏長者家の中心に近い存在と言える。ただし家隆は太皇太后宮権大夫・少納言・正四位下までであり、成隆は皇后宮亮・少納言・従四位上であつて、保元の乱の時に阿波国に配され出家し、帰京の後に卒したとされ、決して高位に昇っている訳ではない。

しかし一方で隆海は、鳥羽上皇の女御である美福門院得子の帰依を篤くし、保元三年(一一五八)十二月四日に美福門院御願として高野山西谷に菩提心院を建立している<sup>15)</sup>。この菩提心院阿弥陀堂の本尊には女院の髪を納めて供養しており、永暦元年(一一六〇)十一月二十三日に美福門院が薨去すると、翌十二月六日にはその御骨を高野山に納めているが、それは菩提心院であつたと考えられる(美福門院御陵は現在の高野山不動院境内にある)。鳥羽上皇と美福門院の皇女であり、その広大な荘園を相伝したことで知られる八条院暲子(一一三七―一二一一)は、その後も故女院(美福門院)の仰せ置きに従つて備前国香登庄・伊予国高田庄を大伝法院へ寄進している<sup>16)</sup>。『靈瑞縁起』によれば香登庄は菩提心院領であり、高田庄は覚皇院領とされるが、覚皇院は鳥羽上皇御願として兼海が大伝法院の郭内に

建立した院家であり、菩提心院は美福門院御願・隆海建立の院家である。八条院が所領を寄進したのは、美福門院薨去の後すぐであったとすれば、永暦元年十一月から、翌二年の頃か。

隆海の著作については『諸宗章疏録』に『伝流鈔』十卷・『尊法鈔』三卷・『要尊法』一卷・『十八道金剛界口伝』『灌頂印明』を上げるが、<sup>(19)</sup>どれも確かなものではない。中で後七日御修法の口訣である隆海記『御質抄』<sup>(20)</sup>が現在に残る。ただし隆海自身が後七日御修法に出仕した記録は見られず、これが誰のために編纂されたものは未検であるが、院政期における後七日御修法の実態を知る上で重要な書と言える。また『真俗雜記問答鈔』に記録される「七十四、菩提心院本願影銘」の「得道撰意迷界空 果海灌頂因徳仁 三密加持即凡仏 一生得証非我誰」は、本願(隆海)の作とされる。<sup>(21)</sup>

『血脈類集記』における隆海の付法には、隆位(久我内大臣雅通の息)・覚樹房俊照・上乘房阿闍梨静聖・成覚(入道少将公房の息)・大僧都良勝房隆誉・覚盛・静雅・少納言阿闍梨覚尋・近江阿闍梨隆盛・大納言印海の十人を上げる。<sup>(22)</sup>また『野沢血脈集』<sup>(23)</sup>には「裏書に云く」として、以上十人の他に祐海・尋海・定尋・勝寛・賢範・隆経・智融を上げるが灌頂付法であるかは確実ではない。この中、近江阿闍梨隆盛は、年代的に大伝法院流血脈に隆海―覚尋―定尊(定尋)―隆盛と見える隆盛とは別人であろう。この近江阿闍梨隆盛についても不明である。また成隆・隆海の兄弟である昌隆の子の成覚・隆恵、及び昌隆の孫で親家の子である覚昭については確認できなかった。上乘房阿闍梨静聖は理性院賢覚(一〇八〇―一一五六)付法の賢信(一一一八―一一八七)のことである。

#### 四、少納言僧都覚尋

隆海の付法の中で、隆海の甥であり、覚瑜・教禪(覚禪)の父である成海法眼の兄弟でもある少納言僧都覚尋(一一三一

（一一九〇）は、隆海の灌頂付法の弟子とされるが、また承安二年（一二七二）四月に大伝法院第七代座主に補任され、文治六年（一一九〇）まで勤めている。『仁和寺諸院家記（心蓮院本）』には「池上」に覚尋権少僧都の名が見え、池上寺を観賢僧正・寛忠少僧都・中引阿闍梨・頼尊律師・行助阿闍梨・覚縁律師・覚任僧都・覚尋と相伝している。大宮権亮成隆の猶子で、池上僧都と号し、初めは理性院第二世宝心阿闍梨（二〇九一、一一七四）の付法であったが、後に隆海に受法し、大伝法院座主となったとされ、また禅定院座主とも称されている。この禅定院は観音院大僧都寛意（一〇五四、一一〇一）が高野山上に創建した仁和寺別所の一で、寛意にとつて叔父であり師である大御室性信法親王（一〇〇五、一〇八五）の骨堂として建立され、また寛意自身もここに葬られたと考えられる。覚鑊の学問の師とされる定尊が寛意から相伝したが、『靈瑞縁起』には大伝法院の僧院とされ、頼瑜も禅定院での書写活動が記録されるなど、大伝法院方の拠点の一つであった。また後に金胎房教禅（覚禅）も「禅定院」をもって称されることがあり、覚尋から譲られたものであろう。『血脈類集記』の宝心付法の中に「覚尋（阿闍梨。僧都。師六十八。資二十九）保元四年三月九日。高野菩提心院に於て之れを受く」とあり、醍醐寺蔵本『伝法灌頂師資相承血脈』にも同様の記事が見え、そこでも僧都・少納言・高野菩提心院・二十九とあり、天承元年（一一三二）の生れであることが知られる。また宝心からの受法道場が菩提心院であったことは、時の菩提心院々主隆海の意志によるものである。則ち初めに醍醐理性院流を受法したとしても、その時に醍醐寺僧であったのでは無く、初めから大伝法院僧であったということである。また『血脈類集記』の覚尋付法には祐海・尋海・勝覚・定尋・賢範・隆経の六名を上げ、ほぼ『野沢血脈集』の隆海付法の裏書に重なるが、この中の勝覚は裏書の勝寛のことであらう（ただしどちらの名が正しいかは判断しがたい）。ところで年未詳十二月二十三日付けの八条院の令旨によれば、覚皇院・菩提心院を密厳院の如く大伝法院の別院とし、所司・供僧・承仕等は隆海が寺務であった時の如くに本寺（大伝法院）僧が勤仕すること、隆海の遺言に任せて座主覚尋が（供僧等を）補任すること、また大伝法院の不動・阿弥陀両壇護摩は兼海が置いたもので、兼海・隆海の時の如くに伝法院に付して相違なきことが定められ、重ねて二月五日付けで鳥羽上皇御国忌と小塔供料として初倉庄



の運上米の事が定められている<sup>(31)</sup>。また承安五(一一七五)年六月四日に初倉庄運上米を座主覚尋が請取り、支配の旨に任せて相違あるべからざる旨の「定置」<sup>(32)</sup>が法印権大僧都(隆海)より放たれているので、この八条院の令旨は承安四年のものと考えられる。また承安四年十二月十六日付け「阿弥陀護摩讓狀」<sup>(33)</sup>は、美福門院御願の両壇護摩の内、阿弥陀護摩を隆位に讓る隆海の讓狀であり、この阿弥陀護摩は兼海より隆海に讓られたもので美福門院の本懐であり、ただ覚尋一期の間は毎年百五十日勤修すべき旨が沙汰され、また大伝法院寺務(座主)には指したる得分が無いからだとする。即ち護摩の供料を座主の得分とするためということであろう。またここで覚尋と隆位の間で喧嘩の聞こえがあるが、良くないことであり、ただ隆位阿闍梨は香登庄・高田庄を知行しているが、住山の間は遠いために年貢が細々としているのであろうから、覚尋はこれを意に留め、ことに触れて冬木・雑菜等の芳志を施すように、としている<sup>(34)</sup>。ただこの讓狀が隆位へのものであることからすると、覚尋は不動護摩を、隆位は阿弥陀護摩を隆海から讓られたということであろうか。大納言阿闍梨隆位(一一四七―一一九五)は内大臣久我(源)雅通(一一一八―一一七五)の息であるが、覚尋と大伝法院座主職を争ったのであろうか。ただし香登庄・高田庄を知行していることは、菩提心院・覚皇院の二院を師の隆海から相伝したのであろう。とすれば隆海は大伝法院座主職と覚皇院・菩提心院座主職とを分けて覚尋と隆位とに讓ったことになり、大伝法院方の中で有力な二人のバランスを取ったとも考えられる。

覚尋の付法は『血脈類集記』<sup>(35)</sup>には祐海・尋海・勝覚・定尋・賢範・隆経を、また『高野山先哲灌頂記録』では祐海と定尋を上げる<sup>(36)</sup>。大伝法院血脈では定尋・尋海・経尋が見られる。ここで祐海へ授けた灌頂は文治五年(一一八九)十二月二十六日で根来寺に於て、教授良証房(良勝房隆誉であろう)・護摩近江阿闍梨(隆盛)とされる。また定尋については「新座主」という注記があり、建久八年(一一九七)十月七日に根来寺で行われ、教授は静雅とされている。

## 五、成海法眼

つぎに覚瑜・教禪の父である成海法眼は大伝法院座主にはなっていないが、仁和寺第七世後高野御室道法法親王（一二六六～一二二四）の僧別当となっている。詳しいことは明らかではないが、『御室相承記』によれば道法法親王の元久二年（一二〇五）の記事において「成海法眼」と見え、建暦二年（一二二二）正月の古書の記事に「別当成海」とあり、また『光台院御室伝』には、建保七年（一二二九）七月の記事に「成海法眼」とある。また『血脈類集記』の真乘院僧正覚教（一一六七～一二四二。左大臣実房の息。喜多院御室守覚の付法）が建保七年三月二十九日に経寛阿闍梨に灌頂を授けた記録には布施取りに「法眼成海」と見られる。これらからすると、成海は一二〇五年以前には法眼となっており、建暦二年の頃には仁和寺別当になっていたことが知られる。建保二年に道法が入滅し、建保七年正月に仁和寺第八世光台院御室道助法親王（一一九五～一二四九）が綱所を賜り、総法務に任ぜられて（御室となつて）以降は、別当を辞していることも考えられよう。また『光台院御室伝』には建暦二年正月高野御参詣の古書の記事に覚教法印が別当とされるが、道助伝の中なので、建保二（一二二四）年の誤りであろうか。とすれば成海が別当を辞したのはそれ以前ということになるうか。ただしこの当時別当は複数いたようであり、成海と覚教が同時に別当であった可能性もあろう。

一方で仁和寺第四世高野御室覚法法親王（一〇九一～一一五三）の付法の一人である権大僧都仁証法印（一一一三～一一八九）の付法の中に侍従律師成遍阿闍梨（一一四六～）があり、元暦元年（一一八四）十二月に三十九歳で灌頂受法しているが、それが皇后宮亮成隆の息とされ、その灌頂が御室（守覚）の沙汰とされている。<sup>42</sup>成遍は喜多院御室守覚・後高野御室道法の灌頂に伴僧を勤めており、仁隆が守覚に受法した際にも伴僧となっている。『仁和寺諸院家記（心蓮院本）』では成隆の息として仁隆・成遍・成海・覚尋の四人を上げ、<sup>43</sup>成海と成遍を別人としているが、『尊卑分脈』には成遍を見ることはできない。守覚が道法へ灌頂を授けた時の伴僧の中に仁隆・成遍・覚尋の三人の名は

見られるが、道法の下で仁和寺別当を勤めた成海の名は見られない。今まで諸記録の中で、管見の範囲、成遍と成海が同時に見られる史料は見いだせていない。若し成海と成遍が同一人であるとすれば、成海は久安二年（一一四六）の生れで、仁隆より二つ年下の弟ということになる。またその法脈は覚法―仁証―成遍（成海）というものとなり、仁隆の師の公賢同様に守覚から直接ではなく、その一代前の覚法の弟子から灌頂受法していることになるが、どうであらうか。

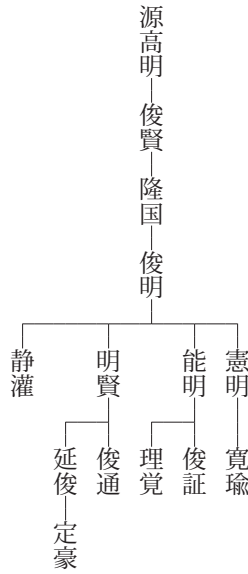
## 六、亮法印覚諭

また成海の子（真弟子）である真光院本願の亮法印覚諭少僧都（一一八六―一二二九）は、承久三年（一二二二）十月に御室（光台院御室道助）の直任によつて第十一代大伝法院座主に補任され、翌年には忍辱山弁僧正定豪（一一五二―一一三八）が鎌倉方の力を背景に第十二代大伝法院座主となるも、寛喜元年（一二二九）四月に第十三代座主に還補している。しかし十月に「得替」とあり、半年で辞したもののか。十二月に定豪還補の由が仰せ下されたが（鎌倉將軍家の仰せか）、寺家（御室）が用いず、翌年三月に関東（鎌倉將軍家）の沙汰により辞退したので、座主歴代に入れないとされる。この時、定豪と大伝法院方との間で座主職を巡つて争いが起きているが、貞永元年（一二三二）六月に道浄房寂尊阿闍梨が第十四代座主に補任されている。しかし直ぐに辞したもののか、以後五年の間座主無しと言われ、嘉禎三年（一二三七）に定豪が還補し、同年に第十六代座主定親大僧正へ譲られている。その後は第十七代に三河僧正行遍（一一八一―一二六四）、第十八代に定親が還補し、宝治元年（一二四七）十一月に覚諭の舍弟教禪が第十九代大伝法院座主に補任されている。覚諭は寛諭の付法であり、『血脈類集記』<sup>46</sup>では承元四年（一二一〇）三月二十八日に灌頂受法している。

ここで寛瑜（一一三一）は「伊豆守源憲明子。静灌僧都受法灌頂の資。南勝院民部卿法印と号す」とされ、久寿二（一一五五）年十月二十九日に静灌大僧都（一〇八五〜一一五七）より灌頂受法している。<sup>(17)</sup> 寛瑜の師である静灌大僧都は慈尊院二世、南岳房济暹僧都（一〇二五〜一一一五）の付法であり、<sup>(18)</sup> 大納言源俊明（一〇四四〜一一一四）の息であつて寛瑜の叔父となる。このことからすれば寛瑜の法脈は

济暹—静灌—寛瑜—寛瑜

と繋がることになる。ここで静灌・寛瑜の世系を見ると<sup>(19)</sup>



となる。この静灌・寛瑜の一族（醍醐源氏俊明流）の仁和寺僧として、心蓮院を

世臺—寛繼—俊証

と相伝した心蓮院僧正俊証（一一〇五〜一一九二）がいる。俊証は世臺法印（一〇七六〜一一五三）灌頂の資で、中務大夫源能明の子とされ、寛瑜の従兄弟に当たり、また文治二（一一八六）年には第四十三代東寺長者となっている。この俊証の兄弟に理覚がいるが、これが若し『高野山往生伝』や『源平盛衰記』、「高野御室御参籠日記」などに見られる理覚房心蓮（または尋蓮）上人（〜一一八二）であれば、高野山大伝法院方の仁和寺僧といえることができるが、<sup>(21)</sup> どうであろうか。また安居院法印大僧都澄憲（一一二六〜一二〇三）の息にも仁和寺の理覚があり、<sup>(22)</sup> こちらが高野山の理覚である可能性もあるか。ただしこの高野山の理覚は房号（化名）であり、『尊卑分脈』は一般に実名を出すので、

断定はできない。

また大伝法院座主職を巡って騒動を起こした定豪は、寛遍の付法である兼豪法印権大僧都（二二一七～二二八九）の灌頂付法の弟子であり、民部少輔源延俊息とされる<sup>(53)</sup>。従って静灌の父、寛瑜の祖父である源俊明からすれば曾孫、静灌の兄弟の孫、寛瑜の従兄弟の子ということになる。大伝法院座主道嚴・教禪に灌頂を授けた勝遍も寛遍の付法であった。その意味では道嚴・教禪と定豪とは、共に寛遍の法脈を受けていることができる。しかし定豪は鎌倉へ下向し、『吾妻鏡』によると建久二年（一一九一）三月に鶴ヶ岡八幡宮供僧となり、正治元年（一一九九）勝長寿院別当に転じ、更に承久二年（一二二〇）正月に八幡宮別当に転じている。翌承久三年九月に別当職を定雅に譲り、十月に熊野三山檢校となり、その後も鎌倉將軍家の仏事・祈祷を修するなど鎌倉を中心に活動した。また醍醐寺所蔵「大伝法院座主補任次第」によると、承久四年の大伝法院座主補任は道嚴の讓、御室庁御下文直任とされるが、しかし前年の承久三年十月に寛瑜が座主になっているのであるから、道嚴の讓ということにはならないであろう。鎌倉方の意向が強く働いていたことと思われる。

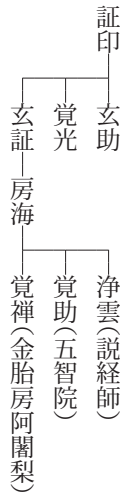
ところで寛瑜の師である寛瑜は南勝院民部卿法印と号したが、南勝院は木寺法印經範法務（二〇三二～二〇四）の付法である南勝房忠縁法橋（一〇三八～一一一五）<sup>(54)</sup>の創建で、

忠縁—能覚—寛瑜—長嚴—清嚴—行禎—經瑜—守禪—禪助

と相伝されている。場所は真光院以南にあるとされ、本堂は東向きであり、また真光院は二岡の西麓にあるとされる<sup>(57)</sup>。この南勝院歴代の中で、長嚴は異筆を以て「一条記に之れ在り」とされ、肩に「七条」とあり、大僧正とされている。七条大僧正長嚴（一一五二～一二二八）は『尊卑分脈』によると天台僧寛印内供奉の曾孫で、また刑部僧正・今宮と号し、熊野山檢校・有驗第一の人とされ、後鳥羽院（一一八〇～一二三九）の護持僧、大僧正とされている。承久三（一二二一）の承久の乱によって陸奥に配流され、そこで入滅している。ただしその法脈については検索できない。長嚴は建保六（一二一八）年に自らの請によって禅林寺・石山寺・神護寺・観心寺等の寺務を相承してい

るが、南勝院を相伝したのも同様なものであったのか。

これに対して清嚴（一一九二〜）は良遍の付法の一人とされており、『血脈類集記』では「中納言。前内大臣清卿息」とあつて、長嚴の子として見える清嚴は別人である。『尊卑分脈』によると、坊門家藤原隆清（一一六八〜一二一四）の息、覚助法印の兄弟に清嚴がいる。藤原隆清は七条修理大夫藤原信隆の子で平清盛の女を母とする。覚助は中納言法印と号し、仁和寺五智院の大夫法印行守の付法の弟子で、五智院を行守から相伝している。行守は守覚の付法で、覚助は守覚―行守―覚助という法脈にあるが、行守は大伝法院座主三位律師行位の兄弟であり、行位は隆海―隆位―行位という法脈（大伝法院流）を相承している。清嚴からすれば兄弟の師の兄弟という関係になり、それ程近いとは言えないかもしれないが、全く関係が無いとも言えない。また清嚴の師である良遍には、覚諭の舎弟である教禪も灌頂受法していた。これに対して『醍醐寺文書』中の二七九「本朝伝法灌頂師資相承血脈」には次のような系譜を上げる。



この血脈で覚禪と共に房海から付法している覚助は、「五智院」という注記があることから行守より五智院を相伝した覚助であると考えられる。従つて覚助もまた大伝法院流（持明院流）証印方を相承していることになり、覚禪（教禪）とも直接関係することになる。行禎については、民部卿、教嚴法印真弟子。菩提院行遍僧正付法とされ、三河僧正行遍は第十七代大伝法院座主に補任されているが、家隆流との関係については不明である。ともかく後に経諭が南勝院を相伝するには、経諭の師である教禪とその兄である覚諭、覚諭の師である寛諭との関係（或いは良遍・清嚴との関係、更には覚助・行守・行位との関係を含めて）があつたとも考えられよう。

覚諭の血脈については、先にも見たように

大御室性信―濟暹―静灌―寛諭―覚諭

と繋がる法脈があったが、前に上げた『野沢血脈集』所載の「幸心血脈」では、大伝法院流血脈の中に

隆海—覚尋—賢誉（尋海）—覚諭—覚禪—経諭

という相承があった。また醍醐寺所蔵「大伝法院座主補任次第」<sup>(6)</sup>にも「尋海灌頂の資」とある。尋海について詳しいことが分からないので、尋海からの受法にしても、何時、何処で受法したのか、などは不明である。どちらにしても覚諭が大伝法院座主に補任されていることは確かであって、それは隆海の一族（家隆流）出身であったからと言えようし、尋海から大伝法院流を受法してから大伝法院座主になったのか、大伝法院座主に補任されたことにより、座主相承として受法したのかも判断しかねるが、ただ他の座主からすれば、必ずしも大伝法院流が座主相承の条件になっていたとも言えないので、座主職同様、法流相承も隆海・覚尋の一族だったからと考えておきたい。

## 七、少将法印金胎房教禪

第十九代大伝法院座主・仁和寺真光院二世・少将法印金胎房教禪（一一九二（又は一一九三）～一二六三？）は真光院覚諭の舍弟であり、仁和寺別当成海法眼の真弟子で、覚諭より真光院を相伝し、二世となっている。大伝法院流血脈などでは覚禪とされ、やはり同じ金胎房であり、真光院覚諭の舍弟、成海法眼の真弟子とされる。『仁和寺諸院家記（心蓮院本）』の真光院歴代の教禪の脇には朱注で「金胎房覚禪阿闍梨、成海真弟子也。教禪と同人と為す歟、之れを考ふ可し」とある。ここで真光院二世の教禪法印は「少将。成海法眼真弟子。良遍法印付法」とされている。真光院教禪は、醍醐寺所蔵「大伝法院座主補任次第」によれば宝治元年（一二四七）十一月に第十九代大伝法院座主に補任されているが、この時五十六歳とされ、弘安三年（一二八〇）に七十一歳で入滅とされる。<sup>(7)</sup> 宝治元年に五十六歳とすると生年は建久三年（一一九二）となり、弘安三年に七十一歳とすると生年は承元四年（一二一〇）となる。



建久三年の生れで弘安三年の入滅であれば八十九歳ということになり、没年の弘安三年を弘長三年（一二六三）の誤記と見て、この年七十一歳とすれば、生年は建久四年（一一九三）となる。大伝法院座主職を次の禅助が継いだのが弘長二年五月四日であることからすれば、教禅の入滅を弘長三年正月とすることは、相応しいように思える。また『血脈類集』<sup>68</sup>では、教禅阿闍梨は貞永元年（一二三二）年四月十一日に良遍より理智院において灌頂受法しているが、その時四十歳とされ、そうすると生年は建久四年となる。その血脈は

寛助—寛遍—勝遍—良遍—教禅

となる。これは寛遍（一一〇〇—一一六六）を流祖とする忍辱山流の血脈ということになる。

この理智院良遍は、『仁和寺諸院家記（心蓮院本）』によると越中守顕成の子、顕輔三位の孫であり、越中法印と号し、勝遍律師の入室付法の上足、公賢僧都（一一三三—一一九二）に重受とされる。<sup>69</sup>法印・大僧都・東寺三長者となり、寛喜四年八月二十一日に八十三歳で卒している。ただし『尊卑分脈』の藤原顕輔—顕成の子に良遍は見られない。<sup>70</sup>理智院は大御室（性信法親王、一〇〇五—一〇八五）の付法である頼意阿闍梨の創建で、

寛蓮—忍辱山寛遍（一一〇〇—一一六六）—勝遍—海恵—良遍—忠遍—隆澄

と相伝されているが、海恵は安居院澄憲の息で守覚の付法であり、勝遍は寛遍の入室灌頂の資とされる。また忠遍・隆澄は共に良遍の付法とされ、隆澄は忠遍の舎弟とされる。『血脈類集記』には付法の弟子に忠遍・真遍・恵深・恵遍・長玄・隆澄・能親・賢遍・清厳・成宗・道厳・能舜・範遍・教雲・宮法印（道守）・重尋・教禅を上げる。<sup>71</sup>

また『血脈類集記』によれば、覚禅大法師（金胎房）は貞応二年（一二三三）十二月十八日に二十五歳で真乗院僧正覚教から灌頂受法している。<sup>72</sup>覚教は喜多院御室守覚法親王の付法であり、成海に替わって光台院御室道助法親王代に別当を勤めている。従って血脈は

守覚—覚教—教禅

という御流の相承となる。ただこれによれば生年は正治元年（一一九九）となり、他の記録と異なる。逆に建久三年



の生れとすると貞応二年は三十二歳（建久四年とすれば三十一歳）となる。他の受者の年齢から考えても二十五歳は早すぎるように思われ（御室・法親王・藤氏長者の子弟などは若くして受法するが、その他は設え上級貴族の子弟でも二十代での受法はあまり見られない）、『血脈類集記』における年齢記載が間違っている可能性は高いと思われる。またここには法眼とあり、他の記録では法印となっているが、覚教からの受法の時が早いためにまだ法眼であり、他の記録の時は年齢を重ねて法印に昇つていたと考えて差し支えない。『伝灯広録』に覚禪を覚諭の兄とするのは、『野沢血脈集』や『血脈鈔・沢』に「舎弟覚諭法印」などとあることによるものであるが、これは覚諭の舎弟の意味に解すべきである。確かに覚禪という名前は、今の少将法印金胎房覚禪以外に、宮僧正覚源（一〇〇〇〜一〇六五）付法の嵯峨僧都覚禪（生没年不明）や『覚禪鈔』作者の勧修寺浄土院少納言阿闍梨覚禪（一一四三〜一二二三?）など複数があり、『伝灯広録』などで混同されていることから、注意すべきことが指摘されているが、夫々に活躍の時代や場所（寺家）などが異なる。今の金胎房覚禪と金胎房覚禪とは、記録によって多少の年齢の差違はあるものの、同じ仁和寺の中において、出自において共に成海法眼の真弟子とされ、化名（房号）において同じ金胎房を称し、法脈においても同じ大伝法院流の相承者で、所職において真光院々主、大伝法院座主とその記録が一致している。どちらにしても、隆海―覚尋との関係（世系における家隆流の一族としての）、或いは大伝法院流の相承、大伝法院座主職への補任といったことを考えるならば、金胎房覚禪と金胎房覚禪とは同一とすべきである。覚禪から覚諭へ変えたか、覚諭から覚禪へ改名したかであるが、早い受法記事で覚禪（法眼）であること、後の記録では覚諭法印となっていることからすれば、初名を覚禪といい、後に覚諭と改めたと考えるべきであろう。覚諭の「覚」は師覚教の「覚」か、或いは叔父であり師である覚尋、兄の覚諭と共通する「覚」であったとも考えられる。或いは同時代の先輩に勧修寺浄土院の覚諭があり、同名であることを避けるためであったとすれば、かなり若い頃の改名の可能性も考慮される。実際にその改名が何時、どのような理由でなされたかは不明であるが、そのように考えておきたい。またこの覚禪（覚諭）については風間弘盛氏による専論<sup>74</sup>があり、大伝法院流の金胎房覚禪と真光院覚禪が同一人であることと覚

瑜の弟であることなどが指摘されているが、父成海の評価や没年の推定など、拙論と相違する。覚禪から教禪への改名時期を貞永元年良遍より受法した折りとする点も、具体的な証拠は乏しい。

ところで覚禪（教禪）の師である理智院良遍と真乘院僧正覚教であるが、良遍については先に見たごとくである。真乘院僧正覚教（一一六七～一二四二）は、左大臣実房（一一四七～一二二五）の息、喜多院御室守覚の付法で、先に覚教が建保七年三月二十九日に経寛阿闍梨に灌頂を授けた記録に、覚瑜・教禪の父である法眼成海の名前が布施取りに見られること、『光台院御室伝』では覚教法印が別当となつていことから、御室の代替わりに伴い、成海の次の別当となつたのではないかと述べたが、建暦二（一二二二）年の光台院御室道助（一一九五～一二四九）の「高野御山籠時吉書事」に見られるのが別当としては最初のものである<sup>⑤</sup>。真乘院初代印性権僧正の入室の弟子で、守覚の付法の一人である。真乘院は覚教―房円―齋助と相伝されるが、房円・齋助共に覚教の付法であり、齋助は覚教の甥実親の子に当たる。覚教は建久五（一一九四）年に法眼、正治二（一二〇〇）年権少僧都、元久元（一二〇四）年権大僧都、承久三（一二二二）年に東寺三長者に補されるも定豪・真恵に越され、嘉禄二（一二二六）年僧正、延応元（一二三九）年に第五十三代東寺長者となり、大僧止へ転じ、翌仁治元（一二四〇）年に辞している。また道助の御修法に多く伴僧を勤め、寛喜元（一二二九）年の孔雀経法にも伴僧として出仕しており、東寺三・四長者となつても道助に仕えていたと見られる。『諸流灌頂秘藏鈔』によれば覚禪は覚教からの法脈（仁和寺真乘院方）を豪信（頼瑜）に授けている。同時に覚教から直接に頼瑜へ授けた血脈も上げられている。覚禪を飛ばして覚教から頼瑜へ繋がる血脈というのは、覚教の没年に頼瑜はまだ十七歳であり信じがたい。またここで覚禪から経瑜を経ずに頼瑜へ授けられた血脈のことに注意しておきたい。

また大伝法院流証印方の相承であるが、田中悠文氏の指摘された

覚鑿―証印―玄証―房海―覚禪―経瑜―頼瑜  
に対して『諸流灌頂秘藏鈔』では

覚鑿—証印—玄証—房海—定意—実詮—真空上人—頼諭

覚禪—経諭—頼諭

となっていた。これに対して『醍醐寺文書』中「本朝伝法灌頂師資相承血脉」には、覚鑿からは

覚鑿—兼海—隆海—覚尋

とされるのみで、覚尋までで止まり、覚禪には

真誉—証印—玄証—房海—覚禪

という系譜を上げる<sup>(77)</sup>。証印から覚禪までは田中氏の上げられた大伝法院流証印方と同じであるが、これが真誉に繋がることは、大伝法院流ではなく、持明院流の血脉ということになる。逆に言えば、覚禪には大伝法院流の系譜が上げられていないことになる。また『諸流灌頂秘藏鈔』には、証印方の血脉の中に禅心房定意阿闍梨—覚流房実詮大法師の二人が入っている。観想房房海（一一六一—一二三七）については、上乘房阿闍梨静聖（賢信、一一一八—一一八七、また中将阿闍梨）の付法にも見える房海である。醍醐寺蔵「密厳院院主補任次第」<sup>(78)</sup>によれば、嘉禎二年（一二三三）七月に第八代密厳院院主に補任され、翌三年二月十日に七十七歳で入滅している。中将阿闍梨と称されたとされるが、出自等、詳しくは分からない。定意については、濟運付法の中に定意が見られるが、年代的に相違する。智定房雅西（？—一二〇二）付法にも定意の名が見られ、「丹波前守入道、賢海僧正兄弟」とされる。金剛王院権僧正賢海（一一六二—一一三七）の兄弟とすると讃岐三位藤原俊盛の息となり、丹波入道帰阿こと藤原盛実（一一六〇—一二二六）ということになるが<sup>(79)</sup>、それでは覚禪よりも二十歳近い年下となり、些か考えがたい。また実詮については史料が無い。仁証の付法の中に侍従律師成遍と共に相模已講寛詮阿闍梨がいる。成遍が成海であるか否かは別にしても、成遍と成海とが共に成隆息とされることからすれば、成海の息である覚禪に授法する実詮と仁証付法の寛詮は時代的に矛盾はしない。しかし字形の似ていること以外に、実詮が寛詮の誤写（同一人物）である可能性を示す資料も無い。また田中氏の上げる文応二年正月十三日の真空から頼諭が受法した証印方血脉には

覚鑿―証印―玄証―房海―定意―実証―真空―頼瑜

とされるが、この定意―実証は今の定意 実証であるから、『諸流灌頂秘蔵鈔』の「実証」が「実証」の間違いである可能性はあるが、実証についても検索できない。どちらにしても房海から覚禪・真空の間に入る定意・実証の二人については、明らかではない。

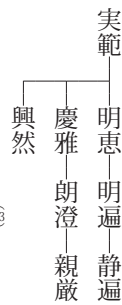
また小林崇仁氏も指摘するところであるが、『諸流灌頂秘蔵鈔』には

実範(蓮光房)―朝誉(光明山/理教房)―明遍(禪定院/金胎房)―経瑜(仁和寺/二位法印)

という相承を載せている。実範は興福寺を隠遁して南山城中川に成身院を開いた中川少将上人蓮光房実範(一一四四)のことで、覚鑿とほぼ同時代の真言・法相兼学僧であるが、真言密教関係の著作が多く、戒律復興運動においても知られている<sup>(82)</sup>。また光明山の理教房朝誉とは、東大寺楞伽院大法師重誉(一一三九―一一四三)のことで、東大寺東南院の三論宗・真言宗兼学僧であるが、真言宗関係の著作として教相の『秘宗教相鈔』と事相の口決集である『密宗深密鈔』がある。『真俗雜記』には光明山の義を引くが、この『密宗深密鈔』からの引用かと思われる。またここに見られる明遍は東大寺東南院の空阿弥陀仏大僧都明遍(一一四二―一一二四)であろう。明遍は信西入道藤原通憲(一一〇六―一一五九)の息であり、兄弟に醍醐寺座主覚洞院勝賢(一一三八―一一九六)・安居院法印大僧都澄憲(一一二六―一一〇三)・興福寺玉積院僧正覚憲(一一三一―一一二二)など、その他一族には多くの著名な出家者がいるが、今は省略する。ただし通憲息の仁和寺僧としては広隆寺別当法眼寛敏、孫としては成範息の石山寺中納言僧都範賢(一一六四―一二二六)、修範息の嘉祥寺別当法眼範雅、澄憲息の紫金台寺僧都海惠(一一七二―一二〇七)と理覚などがある。殊に海惠は守覚付法として家隆流の僧と共に御室の御修法に出仕している。

この実範方の血脈の中で金胎房覚禪が禪定院とされることは、高野山禪定院を叔父の覚尋から相伝したものである。また明遍と覚禪の接点については、明遍の兄弟である修範の息の嘉祥寺別当法印範雅、澄賢の息の海惠僧都・理覚などが仁和寺僧であることが関係しているかもしれない。

また明遍は禅林寺大納言法印静遍（一一六五）一三三三）に灌頂を授けており、『血脈類集記』の宗意（一〇七四）一四八）付法の裏書に



等という血脈を上げる。<sup>(83)</sup>先の血脈とは重誉と明恵が相違するが、やはり実範方の血脈を明遍が伝え、これを静遍に伝えている。また静遍は『血脈類集記』の覚洞院勝賢の付法の中にも見え、文治四（一一八八）年十月十一日に受法している。<sup>(84)</sup>大納言と号し、平大納言頼盛息とされている。この勝賢と明遍という兄弟からの受法には何らかの關係があつたことが想像される。また仁隆にも元久元年（一二〇四）十月八日に三十九歳で灌頂受法しており「静遍律師

年三十九。大納言大僧都。禅林寺。大納言平頼盛息。貞応三年四月二十日卒。五十五」とされる。<sup>(85)</sup>従つてその血脈は

守覚—仁隆—静遍

となる。『尊卑分脈』<sup>(86)</sup>に池大納言平頼盛（一一三三）一八六）の息として静遍が見え、仁和寺・大僧都とされる。頼盛は八条院との關係が深く、八条院女房を妻（生没年未検）としている。また源頼朝とも良好であつたとされる。静遍は権少僧都尊寿院定遍（一一三三）一八五）大阿の寿永二（一一八三）年と元暦二（一一八五）年の後七日御修法に舍利守として出仕していることから定遍入室の弟子とされるが、<sup>(87)</sup>また勝賢大阿の建久三（一一九二）年後七日御修法にも舍利守を勤めており、単純に言うことはできない。ただ建久の頃に定遍付法の能遍（一一五二）一〇六）・宗遍（一一五三）一九八）<sup>(88)</sup>がやはり勝賢より灌頂受法しており、宗遍は定遍の弟でもある。また醍醐寺座主元海（一〇九三）一五六）・法勝寺上座寛雅は定遍・宗遍の叔父であり、法勝寺執行権大僧都俊寛（一一四三）一七九）は寛雅の息、定遍・宗遍の従兄弟となるが、『尊卑分脈』によれば平頼盛の妻八条院女房大納言局、即ち静遍の母は俊寛の女とされる。<sup>(89)</sup>即ち静遍が定遍に入室したのは、母の血族であつたことによるか。定遍は忍辱山寛

遍(一一〇〇)―(一一六六)の付法であり、仁和寺尊寿院を寛遍より相伝している。静遍の定遍からの付法の記録は見られないものの(定遍入滅時に静遍はまだ二十一歳であった)、兄弟子である能遍・宗遍が勝賢に受法したことから、この時期に入室ではない静遍が勝賢の舍利守を勤めたのであろうか。そもそも静遍が勝賢に受法したのも、

静遍―母(大納言局)―定遍(入室の師)―元海  
という血縁の關係を経て、

元海―廟僧都実運(一一〇五―一一六〇)―勝賢

という法脈に連なつたものと思われる。その後には静遍は仁隆から灌頂受法しているが、そこには伴僧として成遍・仁恵が出仕している。受法年齢等からしても、静遍は定遍から受けられなかつた御室の法脈を仁隆から受けることによつて、これを主としたものであろう。仁隆は守覚の付法で東寺三長者に上つているが、隆海の兄である成隆の息、成海・覚尋の兄弟であつて、その点からも静遍と家隆一門との關係を伺うことができる。覚禪の明遍からの受法においても、家隆流(隆海一族)と静遍、八条院との關係が考えられ、静遍が明遍と覚禪とを繋いだ可能性が予想されるのであつて、静遍の高野山隠遁における大伝法院の存在が推測される。静遍は浄土宗門の伝承によれば、法然房源空(一一三三)―(一一二二)の『選択集』を読んで帰依し、源空を自分の前の禅林寺住職とし、源空の弟子の証空(一一七七―一一二四)へ禅林寺を譲つて、それより禅林寺は専修念仏の寺になつたと伝えているが、禅林寺は鎌倉以降も真言宗寺院としての活動が記録され、室町期以降に浄土宗徒に占有されて以降に作られた縁起の説と考えられる。叡山衆徒と違つて真言宗徒(空海門流としての東寺僧)には源空に対する親近感を示すものがあるが、後世に作られた伝承と歴史的事実とを混同してはならない。静遍の撰述とされる『続選択文義要』の解釈についても、より客観的に検証しなければならぬし、それ自体が正しく静遍の著作であるか否かの検証も更に必要と考える。

## 八、おわりに

以上、初期の大伝法院座主。大伝法院流血脈に見られる家隆一門（隆海一族）の僧について見てきたが、在地の出身でしかない覚鑿の開いた大伝法院の座主職を上級貴族出身者が占めたのは隆海によるものであった。その後、家隆一門（隆海一族）の僧が大伝法院座主職を襲い、更には三河僧正行遍・忍辱山弁僧正定豪・真光院大僧正禪助など東寺長者となった僧が大伝法院座主となる重職となった。隆海一族出身者は東寺一長者になってはいないが（仁隆が三長者になっている）、守覚法親王を中心とした歴代御室との関係の中で、仁和寺僧として活躍している。覚鑿にせよ兼海にせよ、いくら上皇・女院の帰依を篤くしたとしても、それだけでは大伝法院座主職がそれ程の重職となることはないであろう。隆海が座主となり、その一族に相伝したことは、御室の配下における上級貴族出身の有力な僧が大伝法院座主となる契機となったと言え、そのことが高野山上における御室の代理者としての大伝法院座主という存在を、実質的に成立させるものとなったのではないだろうか。その意味において、隆海の座主補任の意味は大きかったのではないかと考えられよう。

### 註

- (1) 大半の血脈において兼海の付法には隆海一人しか記録されないが『高野山先哲灌頂記録』には「院主上人兼海（上法房）真誉闍梨入壇の資。理性房、之れに重受す」とされる兼海の付法として、法印隆海と共に上人円意（大法房）とある（『高野山先哲灌頂記録』『続真言宗全書』第四一号一一頁下）。この大法房円意は西行法師大本房円位（一一一八〜一一九〇）のことと考えられるが、これについては拙論「西行と大伝法院・仁和寺」『広川堯敏先生古稀記念論文集』（平成26年予定）を参照されたい。

- (2) 坂本正仁「醍醐寺所蔵大伝法院関係諸職の補任次第について——紹介と翻刻——」『豊山教学大会紀要』第16号（昭



和63年)。

- (3) 『続真言宗全書』第二十五卷七八頁上—下。  
 (4) 拙論「真光院経瑜をめぐって」大正大学総合仏教研究所『真俗雑記問答鈔』翻刻・校訂研究会編『頼瑜撰『真俗雑記問答鈔』の研究』ノンブル社(平成25年予定)。  
 (5) 『真言宗全書』第三九卷四三二頁下—四三三頁下。  
 (6) 『諸流灌頂秘藏鈔』『真言宗全書』第二七卷三五—一頁下。  
 (7) 『諸流灌頂秘藏鈔』『真言宗全書』第二七卷三五—七頁下。  
 (8) 『諸流灌頂秘藏鈔』『真言宗全書』第二七卷三五—八頁上。  
 (9) 『諸流灌頂秘藏鈔』『真言宗全書』第二七卷三五—八頁下。  
 (10) 「本朝伝法灌頂師資相承血脉」『大日本古文書』家わけ第十九「醍醐寺文書之一」三八一—三八三頁。  
 (11) 『仁和寺諸院家記(群書類従本)』『群書類従』第四輯六八八頁上。(心蓮院本)『仁和寺史料』「寺誌編」一・一五四—一五五頁。  
 (12) 『新訂増補国史大系』61『尊卑分脈』第一篇四〇八頁。  
 (13) 「大伝法院座主補任次第」『続群書類従』第四輯下・五四七頁下。  
 (14) 『血脉類集記』『真言宗全書』第三九卷一五二頁上。  
 (15) 『仁和寺諸院家記(恵山本)』仁和寺史料「寺誌編」一・三〇七頁。  
 (16) 「菩提心院供養請状」「菩提心院供養日記」「菩提心院供養願文」『根来要書』『興教大師伝記史料全集』「史料」一〇九五—一〇三頁。  
 (17) 長寛三年(一一六五)七月四日の菩提心院へ下された太政官牒「香登事」(『根来要書』『興教大師伝記史料全集』「史料」九三三—九三五頁)には「当御願寺は鳥羽禅定法皇の奉為に故美福門院、殊に精誠を致され建立せ令め



給ふ所なり。彼の仏供人供用途の料は当庄を以て永代を限り寄進せ令め給ふに擬せらるの間、他界へ遷化せ令め給ふの刻、八条院、故女院仰せ置きの旨に任せて御首を渡せ奉被れ、且く庁御下文を成し、寄進せ令め給ひ已畢ぬ」とあり、建久四（一一九三）年「八条院序御下文」（『根来要書』『興教大師伝記史料全集』「史料」九三八―九三九頁）には「八条院御相伝の後、美福門院の御素懷に依て永く当山へ寄進せ被れ已畢ぬ」とあつて、美福門院薨去の後に遺言によつて八条院の寄進したことが見られる。また永治元年（一一四二）八月四日付けの太政官符「永治官符香登高田事」（『根来要書』『興教大師伝記史料全集』「史料」八八八―八八九頁）には香登・高田二庄の国役を免ぜしめる事が沙汰されているが、美福門院の薨去は永暦元年（一一六〇）十一月二十三日）であり、ここには「無品障子内親王御領二箇所事」とあることから、この官符は永治元年ではなく、永暦二年（九月に改元して応保元年）のものではないか。

(18) 『興教大師伝記史料全集』「伝記」一九頁・三五頁。

(19) 『大日本仏教全書』第一冊一六八頁上。

(20) 『御質抄』本・末『統群書類従』第二五輯下「釈家部」六三頁上―一〇五頁上。

(21) 『真俗雜記問答鈔』第十九卷『真言宗全書』第三七卷三三八頁上。

(22) 『高野山先哲灌頂記録』には隆海付法を二度出し、一度は静聖を除く九人、二度目は「付法七人」といいながら静聖・成覚・覚盛・静雅を除く六人となっている（『統真言宗全書』第四一巻一一頁下。一二頁上）。

(23) 『野沢血脉集』『真言宗全書』第三九卷四三四頁上。

(24) 醍醐寺所蔵「大伝法院座主補任次第」坂本正仁「醍醐寺所蔵大伝法院関係諸職の補任次第について——紹介と翻刻——」（『豊山教学大会紀要』第16号（昭和63年））。また「大伝法院座主補任次第」『統群書類従』第四輯下・五四八頁上では承安二年十二月晦日の補任とされる。

(25) 『仁和寺諸院家記（心蓮院本）』『仁和寺史料』「寺誌編」一・三二六頁。

- (26) 「大伝法院座主補任次第」『続群書類従』第四輯下・五四八頁上。
- (27) 拙著『興教大師覚鑿聖人年譜』ノンブル社（平成14年12月）を参照されたい。
- (28) 『血脈類集記』『真言宗全書』第三九卷一三六頁下。
- (29) 築島裕「醍醐寺蔵本「伝法灌頂師資相承血脈」」『醍醐寺文化財研究所研究紀要』第1号（昭和53年）。
- (30) 『血脈類集記』『真言宗全書』第三九卷一七六頁上一下。
- (31) 「八条女院令旨両壇護摩事」『根来要書』『興教大師伝記史料全集』『史料』一一〇四—一一〇五頁。
- (32) 『根来要書』『興教大師伝記史料全集』『史料』一一〇六—一一〇七頁。
- (33) 『根来要書』『興教大師伝記史料全集』『史料』一一〇五—一一〇六頁。
- (34) 建久四（一一九三）年「八条院序御下文」（『根来要書』『興教大師伝記史料全集』『史料』九三八—九三九頁）に引かれる菩提心院別当行位の解状によると、平家が執権の時に、平重衡に属す平業資が横さまに香登庄の下司職となり、濫行を致し、それより未進が数千石に及ぶとされている。伊勢平氏の平清盛による「平家」の確立（高橋昌明『平清盛 福原の夢』第1章「権力への道」講談社（平成19年11月）を参照されたい）と政治的実権の掌握以降、地方においても平家郎党による莊園への押妨があったのであろう。
- (35) 『血脈類集記』『真言宗全書』第三九卷一七六頁上一下。
- (36) 『高野山先哲灌頂記録』『続真言宗全書』第四一巻一二二頁下。
- (37) 風間弘盛「教禪（覚禪）について」『真言宗豊山派総合研究院紀要』第18号（平成25年3月）は『伝灯広録』に「北院御室庁務」とあることをもって成海を喜多院御室守覚法親王の坊官とし、坊官は学侶と違い、寺院内の俗事的な約割を負うとして、低い身分とするが、江戸期の坊官と上代の別当を混同しているものであり、取ることはできない。またその別当在任も守覚代ではなく、道法代である。
- (38) 『御室相承記』『仁和寺史料』『寺誌編』一・一一三頁。

- (39) 『御室相承記』 『仁和寺史料』 『寺誌編』 一・一一六頁。
- (40) 『光台院御室伝』 『仁和寺史料』 『寺誌編』 二・二三二頁。
- (41) 『血脈類集記』 『真言宗全書』 第三九卷二〇六頁上。
- (42) 『血脈類集記』 『真言宗全書』 第三九卷一五六頁上一下。
- (43) 『仁和寺諸院家記（心蓮院本）』 『仁和寺史料』 『寺誌編』 一・一五四頁。
- (44) 坂本正仁「醍醐寺所蔵大伝法院関係諸職の補任次第について——紹介と翻刻——」 『豊山教学大会紀要』 第二〇号（昭和63年）。
- (45) 拙論「高野山大伝法院の歴史——金剛峰寺と大伝法院の対立を中心に——」 智山伝法院選書7 『頼瑜——その生涯と思想——』（平成12年）。また拙著『興教大師覚鑿聖人年譜』 ノンブル社（平成14年12月）に再録。
- (46) 『血脈類集記』 『真言宗全書』 第三九卷一七五頁下。
- (47) 『血脈類集記』 『真言宗全書』 第三九卷一三四頁下。
- (48) 『血脈類集記』 『真言宗全書』 第三九卷一〇二頁上。
- (49) 『尊卑分脈』 『新訂増補国史大系』 60 『尊卑分脈』 第三篇四七四—四七五頁。
- (50) 『仁和寺諸院家記（心蓮院本）』 『仁和寺史料』 『寺誌編』 一・二四九頁。『血脈類集記』 『真言宗全書』 第三九卷一五九頁下。ただし『血脈類集記』の世毫付法の項（『真言宗全書』 第三九卷一二六頁下）では中務大夫源弘明の子とされる。
- (51) 拙論「『高野山往生伝』の成立について——高野山大伝法院方との関係をめぐって——」 速水侑編『奈良・平安仏教の展開』 吉川弘文館（平成18年）。ここで理覚房尋蓮が宝心から受法したと述べたが、覚尋と混同していたようなので訂正しておきたい。
- (52) 『新訂増補国史大系』 59 『尊卑分脈』 第二篇四九二頁。



- (66) 『仁和寺史料』「寺誌編」一・二五四頁。
- (67) 坂本正仁「醍醐寺所蔵大伝法院関係諸職の補任次第について——紹介と翻刻——」『豊山教学大会紀要』第16号(昭和63年)。
- (68) 『血脈類集記』『真言宗全書』第三九卷一九四頁下。
- (69) 『仁和寺史料』「寺誌編」一・二七二頁。
- (70) 『新訂増補国史大系』58『尊卑分脈』第一篇三七九—三八〇頁。
- (71) 『血脈類集記』『真言宗全書』第三九卷一九一頁上—一九四頁下。
- (72) 『血脈類集記』『真言宗全書』第三九卷二〇六頁下。
- (73) 『統真言宗全書』第三三卷三二二頁下。
- (74) 風間弘盛「教禪(覚禪)について」『真言宗豊山派総合研究院紀要』第18号(平成25年3月)。
- (75) 『仁和寺史料』「寺誌編」二・二三九頁。
- (76) 『諸流灌頂秘藏鈔』『真言宗全書』第二七卷三六一頁上—下。
- (77) 前注(62)『大日本古文書』家わけ文書「醍醐寺文書之一」・三八二頁。
- (78) 坂本正仁「醍醐寺所蔵大伝法院関係諸職の補任次第について——紹介と翻刻——」『豊山教学大会紀要』第16号(昭和63年)。
- (79) 「解脱上人貞慶」展(平成24年)出陣No.43。杉崎貴英「峰定寺釈迦如来像の研究史」『京都造形芸術大学紀要』第15号(平成23年)を参照。
- (80) 小林崇仁「頼瑜僧正とその周辺の人々」『中世の仏教 頼瑜僧正を中心として』青史出版刊(平成17年5月)。
- (81) 『真言宗全書』第二七卷三四五頁上。
- (82) 実範の伝記・事跡について、詳しくは拙論「実範の阿弥陀観——付・東寺観智院所蔵『観自在王三摩地』翻刻——

― 『智山学報』第50輯（平成13年。後に拙著『平安期真言密教の研究』（平成20年3月、ノンブル社）に加筆収録）を参照されたい。

- (83) 『血脈類集記』『真言宗全書』第三九卷二二〇頁上。  
(84) 『血脈類集記』『真言宗全書』第三九卷一五七頁下。  
(85) 『血脈類集記』『真言宗全書』第三九卷一八五頁下。  
(86) 『新訂増補国史大系』61 『尊卑分脈』第四篇三七―三八頁。  
(87) 伊藤茂樹「静遍と村上源氏——定遍入室をめぐって」『浄土宗学研究』第33号（平成18年）に隆海撰『御質抄』に「長者入室弟子一人、舍利守料なり」とあるに拠る（『御質抄』本『続群書類従』第二五輯下「釈家部」六四頁下）。  
(88) 『血脈類集記』『真言宗全書』第三九卷一六〇頁下。  
(89) 『新訂増補国史大系』60 『尊卑分脈』第三篇五二五頁。  
(90) 『仁和寺史料』「寺誌編」一・二四一―二四二頁、『真言宗全書』第三九卷一三〇頁下。